

四日市市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 3 号

四日市市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例（平成 27 年四日市市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）<u>第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの運営及び職員に係る基準を定めるものとする。 （人員に関する基準） 第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3，0 0 0 人以上 6，0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員<u>及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援セン</u>	（趣旨） 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。<u>以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの運営及び職員に係る基準を定めるものとする。 （人員に関する基準） 第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3，0 0 0 人以上 6，0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

ターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。) は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会にお

(1)から(3)まで (略)

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会にお

いて認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

て認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（健康福祉部高齢福祉課）